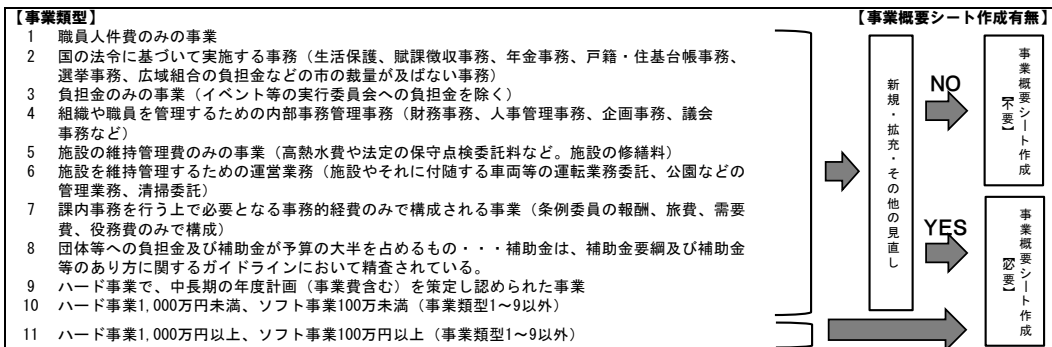


施策構成事業評価一覧表

施策名	0603	高齢者を地域で支える体制の整備
-----	------	-----------------



妥当性（市の関与）

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

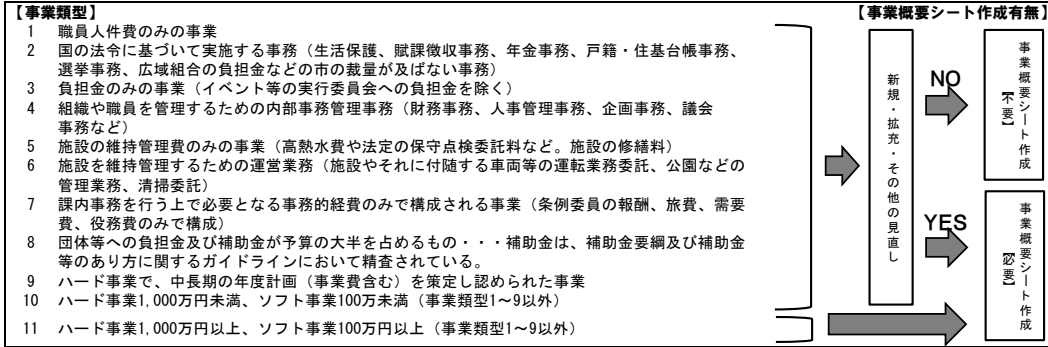
総合評価

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 担当長	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H30	R1	R2	事業の方向性	
				開始	終了							H30 決算	R1 予算	R2 見込	H30 決算	R1 予算			計画	実績	計画		計画
1	後期高齢者医療保険料徴収事務	国保けんこう課 坂上 正信 中山 恵美子	長崎県後期高齢者医療広域連合が医療の給付、被保険者証の発行等保険者としての業務を行っている。 市は保険者の安定的な運営のため、市民との各種申請や相談窓口を担い、保険給付の財源となる保険料の徴収を確実に行う。	平成20年度		高齢者の医療の確保に関する法律、大村市後期高齢者医療に関する条例	2 無		a 余地なし	A 事業推進	12,259	10,818	10,665	17,293	18,708	保険料の徴収率	%	99.6	99.5	99.5	99.5	現状維持	
2	後期高齢者医療広域連合医療費負担金	国保けんこう課 坂上 正信 中山 恵美子	長崎県後期高齢者医療広域連合が医療の給付、被保険者証の発行等保険者としての業務を行っている。 市は政令で定めるところにより、広域連合に対し医療費負担対象額の1/2分の1に相当する額を負担する。	平成20年度		高齢者の医療の確保に関する法律、大村市後期高齢者医療に関する条例	2 無		a 余地なし	A 事業推進	858,350	845,072	854,510	364	364	負担執行率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	現状維持	
3	後期高齢者医療広域連合負担金	国保けんこう課 坂上 正信 中山 恵美子	長崎県後期高齢者医療広域連合が医療の給付、被保険者証の発行等保険者としての業務を行っている。 その運営については、参加市町の負担金をもって充てられ、本市もその負担及び職員派遣を行うものである。	平成20年度		高齢者の医療の確保に関する法律	2 無		a 余地なし	A 事業推進	936,378	977,456	1,013,958	364	364	負担執行率	%	100.0	98.6	100.0	100.0	現状維持	
4	老人保護措置事業	地域包括支援センター 角野 章子 川添 太介	措置を希望する者の申請に対して、措置に関する福祉事務所長の決定を受け、市内外の養護老人ホームへ入所させる。	平成12年度		老人福祉法 大村市老人福祉法施行細則	2 無		a 余地なし	A 事業推進	92,556	104,454	98,059	1,970	2,484	措置者数	人	48	46	46	44	現状維持	
5	高齢者活動支援施設運営事業	地域包括支援センター 角野 章子 川添 太介	高齢者活動支援施設として、要介護化及び要介護状態の重度化を予防するための日常生活に関する指導及び相談や、高齢者相互の自主活動の場を提供する通所施設として「伊勢町ふれあい館」、「中地区ふれあい館」で社会参加の場の提供を行う。	平成13年度		大村市高齢者活動支援施設条例	6 無		a 余地なし	A 事業推進	10,493	10,727	18,564	2,363	2,169	年間延べ施設利用者数	人	20,358	24,196	22,490	23,978	現状維持	
6	民間施設整備事業	長寿介護課 前田 勝盛 堀内 健史	現在、社会福祉法人が担う特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの3施設に対して利子補給を行っている。	平成14年度	令和元年度	大村市社会福祉事業振興資金貸付金に対する利子補給補助金交付要綱	無				74	36	0	436	509	利子補給補助金交付施設	施設	3	3	2	-	終了	
7	老人クラブ活動促進事業	地域包括支援センター 角野 章子 川添 太介	敬老会など、老人クラブが実施するレクレーションや地域社会との交流などの活動費の一部に対して補助金を交付する。	平成13年度		大村市老人クラブ活動費補助金交付要綱	8 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	4,388	4,383	4,253	1,335	2,011	老人クラブへの加入者数	人	4,993	4,330	4,993	4,693	現状維持
8	老人クラブ組織拡大推進事業	地域包括支援センター 角野 章子 川添 太介	大村市老人クラブ連合会組織拡大補助金の交付。地域の老人クラブが連合会で活動するための経費の一部を助成する。	平成28年度	平成30年度	大村市老人クラブ活動費補助金交付要綱	無				915	0	0	582	0	市老連への加入クラブ数	団体	84	61	-	-	前年終了	

施策名	0603	高齢者を地域で支える体制の整備
-----	------	-----------------



妥当性（市の関与）

- a…市が実施することが妥当である
- b…見直す余地がある
- c…市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- a…施策への貢献度が高い
- b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- c…成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- a…コストを見直す余地がない
- b…検討する余地がある

総合評価

- A…計画通りに事業を進めることが適当
- B…事業の進め方の改善検討
- C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H30		R1	R2	事業の方向性		
				開始	終了							H30 決算	R1 予算	R2 見込	H30 決算	R1 予算			計画	実績				計画	計画
9	総合相談支援事業及び権利擁護事業	地域包括支援センター 角野 章子 大岡 文美	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域のネットワークを構築して高齢者の実態把握をし、相談を受け地域における保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる支援を行う。	平成18年度		介護保険法 地域支援事業実施要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	10,558	18,283	20,292	5,971	6,407	相談件数	件	2,808	1,977	3,060	3,060	現状維持		
10	成年後見制度（高齢者）利用支援事業	地域包括支援センター 角野 章子 大岡 文美	成年後見等の開始等審判の市長申立を必要とする者に対して行う。また成年後見等開始等の審判の申立に要する経費、印紙代、切手および診断書料などの助成、また生活保護受給者及びこれに準ずる者の成年後見人の報酬の全部または一部を助成する。	平成21年度		大村市成年後見制度 利用支援事業実施要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	872	2,729	2,402	2,411	2,021	報酬助成件数	件	14	5	9	9	現状維持		
11	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センター 角野 章子 森 ふみ	主任ケアマネジャーが事業所のケアマネジャー等に対し制度等に関する情報提供、支援困難事例についての助言指導を行う。また医療・介護関係機関が連携するため、多職種連携の研修会を開催する。	平成18年度		介護保険法 地域支援事業実施要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	10,845	18,570	20,878	1,322	1,296	ケアマネジャー等からの相談件数	件	580	680	600	600	現状維持		
12	地域包括支援センター運営協議会事業	地域包括支援センター 角野 章子 家富 聡子	高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定を図るための支援を行う地域包括支援センターが適切、公正、中立な立場で運営するために本協議会を開催する。	平成18年度		介護保険法 大村市地域包括支援センター運営協議会 設置要綱	7 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	567	647	589	5,494	5,327	地域包括支援センター運営協議会開催回数	回	4	4	4	4	現状維持		
13	家族介護支援対策事業	長寿介護課 前田 勝盛 益田 真功	対象者の申請に基づき、紙おむつ・尿とりパッド等の日常介護用品（月額6,250円）の支給券を交付する。	平成18年度		大村市家族介護用品 支給事業実施要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	b 余地あり	A 事業推進	1,584	2,491	2,728	654	1,236	家族介護用品申請世帯数	世帯	50	42	49	55	現状維持		
14	認知症高齢者見守り事業	地域包括支援センター 角野 章子 中村 恵子	(1) 高齢者等見守りネットワーク協議会の開催 (2) 徘徊高齢者GPS貸与	平成18年度		介護保険法、認知症 施策推進総合戦略、 大村市高齢者等見守り ネットワーク協議会 設置要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	1,773	1,970	2,177	4,707	4,951	徘徊SOS登録者数	人	35	26	35	35	現状維持		
15	認知症サポーター養成事業	地域包括支援センター 角野 章子 中村 恵子	(1) 認知症サポーター養成講座の開催	平成18年度		介護保険法 地域支援事業実施要綱	10 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	162	286	258	1,056	1,264	認知症サポーター養成講座開催回数	回	41	20	29	30	現状維持		
16	認知症総合対策推進事業	地域包括支援センター 角野 章子 山口 美帆	(1) 認知症総合相談センターの運営 (2) 認知症初期集中支援チームの運営 (3) 認知症地域支援推進員の配置 (4) 認知症ケアパスの作成と活用	平成27年度		介護保険法、認知症 施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	16,652	15,749	17,186	6,545	7,892	認知症総合相談センターへの相談件数	件	200	186	200	200	現状維持		

施策名	0603	高齢者を地域で支える体制の整備
-----	------	-----------------

【事業類型】

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

【事業概要シート作成有無】

新規・拡充・その他の見直し

NO → 事業概要シート作成【不要】

YES → 事業概要シート作成【必要】

- 妥当性（市の関与）
- a…市が実施することが妥当である
 - b…見直す余地がある
 - c…市が実施する緊急性が認められない
- 有効性（施策貢献度）
- a…施策への貢献度が高い
 - b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない
 - c…成果の向上が見込まれない
- 効率性（コスト）
- a…コストを見直す余地がない
 - b…検討する余地がある
- 総合評価
- A…計画通りに事業を進めることが適当
 - B…事業の進め方の改善検討
 - C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
 - D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H30		R1	R2	事業の方向性		
				開始	終了							H30 決算	R1 予算	R2 見込	H30 決算	R1 予算			計画	実績				計画	計画
				17	地域リハビリテーション推進事業							地域包括支援センター 角野 章子 川嶋 富久	(1)介護予防教室へのリハビリ専門職派遣 (2)人材育成のためのリハビリ専門職派遣事業	平成30年度		介護保険法 地域支援事業実施要綱			11 有	a 妥当				a 貢献度高	a 余地なし
18	成年後見制度利用促進事業	地域包括支援センター 角野 章子 大岡 文美	大村市の成年後見制度利用促進に係る基本計画策定を目的とする協議会を設置し、司法関係者、福祉関係事業所、その他の関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図るネットワークの構築や社会体制の整備を図る。	令和元年度		成年後見制度の利用の促進に関する法律	7 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0	165	292	0	2,186	成年後見制度利用促進協議会の開催	回	-	-	4	4	現状維持		
												0	0	0	0	0									
												0	0	0	0	0									
												0	0	0	0	0									
												0	0	0	0	0									
												0	0	0	0	0									